

上関町耐震改修促進計画

平成 20 年 7 月

平成 27 年 6 月変更

平成 31 年 4 月変更

上 関 町

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を契機に、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和56年5月以前に建築された建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）など、近年、各地で大規模な地震が群発する中で、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されています。

このため、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進する必要性から、平成17年11月に耐震改修促進法が改正（平成18年1月施行）され、都道府県は「耐震改修促進計画」を早急に策定、市町村は策定に努めるよう規定されました。

2. 計画の目的

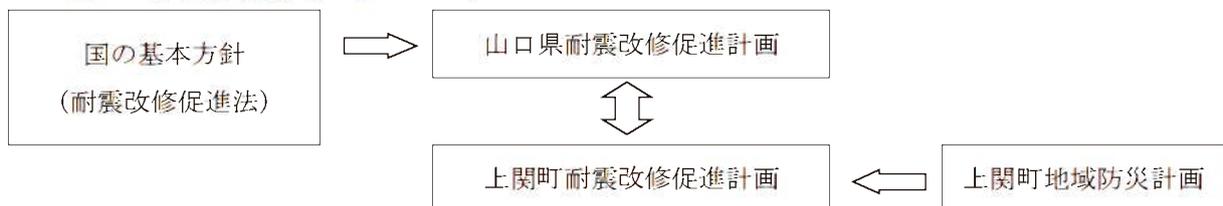
「上関町耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）は、地震による被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に推進し、本町における建築物の耐震化の促進を図ることを目的とします。

第2節 計画の位置付け等

1. 計画の位置付け

本計画は、国が策定した基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）に基づき、町内の既存建築物の耐震改修等に関する施策の方向性を示す計画であり、「上関町地域防災計画」の関連計画とするとともに、県計画との整合を図りました。

図1 計画の位置付けのイメージ



2. 計画期間

計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8箇年とします。

なお、本計画は必要に応じて見直しを行うものとします。

第3節 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

上関町地域防災計画震災対策編では、歴史地震、活断層による被害想定がされています。

1. 歴史地震

歴史地震とは、昭和以前に県内及びその周辺で過去発生し、県内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計的に処理し、地震活動度は今後も変わらないであろうという前提の下に算出した100年期待値の地震を言います。

これは、生涯に一度出くわすかどうかの最大級の地震と考えられ、これに基づく町内の想定震度は4～5強であり、被害状況予測は、死者0人、負傷者11人、罹災者115人、全壊家屋数0戸、半壊家屋数58戸となっています。

2. 活断層による地震

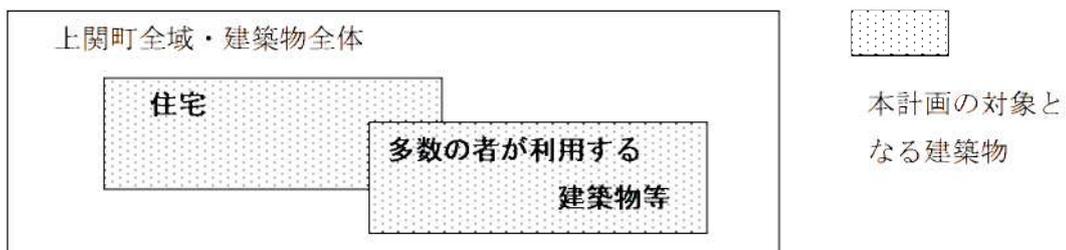
県内には、15本の活断層がありますが、このうち、确实度規模、地域特性を考えた場合、町内に大きな影響があるのは、小方－小瀬断層の活動に伴う地震であり将来の活動時期は数千年後と予測され、想定震度は4～5強です。

被害状況予測は、死者数0人、負傷者数0人、罹災者数0人、全壊家屋数0戸、半壊家屋数0戸となっています。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 対象区域及び耐震化の目標を設定する建築物について

本計画の対象区域は、上関町全域とします。また、耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する建築物等^(注1)とします。



(注1) 多数の者が利用する建築物等（耐震改修促進法第6条第1項1～3号に掲げる規模、用途）

- ①多数の者が利用する建築物で、その用途により1～3階以上かつ延床面積500～1000㎡以上の建築物
- ②一定以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物
- ③地震により倒壊した場合に「県計画」に定めた道路の通行を妨げるおそれがあるとして指定した建築物

参考 ①多数の者が利用する建築物

用 途	規 模
老人ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター、児童厚生施設等	階数2以上かつ、1,000㎡以上
学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲・聾学校） 上記以外の学校	
ポーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設	階数3以上かつ、1,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂、展示場、卸売市場	
百貨店、マーケット等の物品販売業	
ホテル、旅館、事務所	
賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舎、下宿	
博物館、美術館、図書館	
遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、ダンスホール等	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業	
工場（危険物の貯蔵・処理を行うものは別に規定されています）	
バス、船舶、航空機のターミナル、自動車車庫等	
郵便局、保健所、税務署等の公益上必要な建築物	
幼稚園、保育所	
体育館（一般公共の用に使用されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

第2節 耐震化の現状

1. 住宅

山口県による推計値によると上関町内^(注1)の居住世帯のある住宅数は、1,735戸です。このうち、耐震性のある住宅は、昭和56年5月以前に建築された住宅の一部202戸^(注2)、昭和56年6月以降に建築された住宅703戸で合計905戸と推計され、耐震化率^(注3)は52%で、県平均（66%）及び全国平均（75%）を下回る水準となっています。【表1】

また、昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅は、1,032戸、全体の59%で、県平均は49%となっています。【表2】

表1－居住世帯がある住宅の推計 総数 1, 735 戸（平成 15 年 10 月）

区 分	戸 数	うち耐震性有り A+B（表2）	耐震化率	耐震化率 （県平均）
木造戸建て	1, 476 戸	667 戸	45%	50%
共同住宅等 <small>（注4）</small>	259 戸	238 戸	91%	92%
居住世帯のある住宅数合計	1, 735 戸	905 戸	52%	66%

* 平成15年住宅・土地統計調査による。

（注1）上関町は統計データがないため、県による推計値を採用している。

（注2）昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅について、全国の耐震化状況の率を基に耐震性のあるものを推計した。

（注3）耐震化率 耐震性有住宅数を全ての住宅数で除したもの

耐震性有 S56年6月以降の住宅及びS56年5月以前の住宅で耐震性が確認されたもの及び改修済みの住宅（棟単位）

以下、多数の者が利用する建築物等においても同様とする。

（注4）共同住宅等 木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

表2－建築年等による住宅の内訳

区 分	戸 数	昭和56年6月 以降建設 A	昭和56年5月以前建設	
			全 体	うち耐震性あり B
木造戸建て	1, 476 戸	543 戸	932 戸	124 戸
共同住宅等	259 戸	160 戸	100 戸	78 戸
居住世帯のある住宅数合計	1, 735 戸	703 戸	1, 032 戸	202 戸

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、町内に28棟^{（注1）}あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は16棟で、耐震化率は57%で、県平均（61%）及び全国平均（75%）を下回る水準となっています。【表3】

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は、12棟（42%）ですがそのうち、耐震性があるとされる建築物は、0棟（0%）である、また耐震診断を行った建築物は2棟（16%）で、残り10棟の建築物は耐震診断を行っておらず耐震性を確認出来ていない、これは法の規定が努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどから耐震化が進んでいないものと想定されます。【表4】

（注1）地震により倒壊した場合に「県計画」に定めた道路の通行を妨げるおそれがあるとして指定した建築物は除く。

表3－多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（用途別）

建物用途	棟数	耐震性有			耐震化率
		昭和56年 5月以前	昭和56年 6月以降	合計	
庁舎	1棟	0棟	0棟	0棟	0%
学校（高校、大学等を含む）	4棟	0棟	1棟	1棟	25%
体育館	1棟	0棟	1棟	1棟	100%
その他	22棟	0棟	14棟	14棟	63%
合計	28棟	0棟	16棟	16棟	57%

* 平成18年度山口県調査の結果をもとにした国・県、市、民間建築物の用途別合計。町有建築物については計画策定時の状況を考慮しています。

表4－昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等数

	棟数	耐震診断済	耐震診断率	耐震性有		
				診断で耐震性有	耐震改修済	計
町	12棟	2棟	16%	0棟	0棟	0棟

第3節 耐震改修等の耐震化目標の設定

国の基本方針では、平成27年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率を、現状の61%から少なくとも90%とすることを目標としています。また、県計画では、住宅は90%、多数の者が利用する建築物等は80%とすることを目標としています。本町では、耐震化の現状や今後の施策効果等を考慮し耐震化率の目標数値を以下のとおりとします。

なお、耐震化の状況について、住宅については「住宅・土地統計調査」に併せて、多数の者が利用する建築物等のうち町有ほか国・県の建築物については、国の調査^(注1)に併せて、民間建築物については可能な方法（定期報告等を活用）で実態の把握を行うこととします。

(注1) 国の調査 建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）

1. 住宅

住宅の耐震化率については、国、県の目標を踏まえ、現状の52%を平成27年度までに、90%とすることを目標とします。

この目標を達成するためには、現状の住宅数1,735戸のうち、耐震性がない住宅830戸を約173戸まで減少させる必要があります。

これを実現するためには、建替えや住替えの促進を図るとともに、耐震改修戸数を増加させる必要があります。【表5】

表5－住宅の目標

()内は耐震化率

	現 状	平成27年度目標
住 宅 総 数	1, 7 3 5 戸	約1, 3 0 0 戸
うち耐震性有	9 0 5 戸 (5 2 %)	約1, 2 0 0 戸 (9 0 %)
うち耐震性無	8 3 0 戸 (4 8 %)	1 0 0 戸 (1 0 %)

* 平成27年度の推計は、過去のトレンド等（滅失、建替）から推計したものに、今後の施策効果等を加えたもの

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等全体の耐震化率は、平成27年度までに80%とすることを目標とします。【表6】

このうち、公共団体が所有する建築物は、国は基本方針で90%、県は、県計画で100%としており、本町の所有する建築物については、80%とします。

表6－多数の者が利用する建築物等の目標 ()内は耐震化率

	現 状	平成27年度目標
多数利用等建築物 総 数	2 8 棟	約2 8 棟
うち耐震性有	1 6 棟 (5 7 %)	約2 3 棟 (8 0 %)
うち耐震性無	1 2 棟 (4 2 %)	5 棟 (2 0 %)

* 平成27年度の推計は、過去のトレンド等（滅失、建替）から推計したものに、今後の施策効果等を加えたもの

3. 公共的な建築物

多数の者が利用する建築物等のうち、学校、病院、庁舎、町営住宅等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設となります。また幼稚園、保育所、老人ホームなどは災害時に自らが避難することが容易ではない利用者が多い建築物です。

このため、これらの公共的な建築物は、他の多数の者が利用する建築物等に比べ耐震化を促進する必要があることから、80%以上とし、各用途別に次のとおりとします。

表7－公共的な建築物の各用途別目標

施 設 名	現 状	目標値
学校（小学校、中学校）	2 5 %	7 5 %
体育館	1 0 0 %	1 0 0 %
庁舎等公益上必要な建築物	6 3 %	7 5 %
町営住宅等	6 9 %	9 0 %

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

町、建築物所有者等、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自治会等の地域団体と、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進めます。

1. 役割分担

(1) 町の役割

町は、建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震改修を支援するため、連携して以下のことを実施していきます。

① 計画の策定
・ 町耐震改修促進計画の策定、見直し
② 耐震診断及び耐震改修の実施、促進
・ 町有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施
・ 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進
・ 特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導
・ 各種補助事業の実施
・ 税制補助のための証明等
・ 避難路に関する調査
③ 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 耐震相談窓口の設置・運営
・ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
・ 自治会組織と連携した建築物の耐震性向上、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等の実施
・ 地震防災関連情報を公開し注意を喚起
④ 県、建築関係団体との連携
・ 県、建築関係団体との連携体制の構築

(2) 建築物所有者等の役割

建築物の耐震化は、所有者等の積極的な取組みが不可欠であり、所有者等は以下のことに努めることとします。

① 建築物の耐震化の促進等
・ 自らが所有・管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
・ 耐震診断の結果を踏まえた建替、耐震改修の実施

(3) 建築関係技術者の役割

町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者への適切な助言等、以下のことに努めることとします。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言
② 耐震改修等の実施
・ 耐震改修等の業務の適切な実施
③ 耐震改修等技術の向上、知識の習得
・ 耐震診断・改修に係る講習会等の受講、受講者名簿への登録
・ 耐震改修等に関する技術の向上、知識の習得

(4) 住宅・建築関係団体の役割

町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切な助言や所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことに努めることとします。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供
・ 耐震診断・改修等相談窓口の設置・運営
・ 耐震講習会等の実施
② 技術者の養成
・ 耐震診断・改修に関する技術者研修の実施等
③ 耐震診断業務の促進
・ 耐震診断を行う者に対する情報提供
・ やまぐち住宅リフォームアドバイザー派遣制度 ^(注1)
④ 町との連携
・ 耐震診断・改修の促進のための町への協力

(注1) (財) 山口県建築住宅センターの有償によるアドバイザー派遣制度で、中立的な立場で住宅の劣化状況、簡易な耐震性の確認や改修に関するアドバイスを行います。

(5) 自治会等の役割

自治会等は、建築物の耐震化の促進について、地域の積極的な取組みにより、以下のことに努めることとします。

① 普及啓発、情報提供
・ 建築物の耐震性向上のための自治会活動等、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化については、まず、住宅・建築物の所有者等の積極的な取組みが不可欠です。町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等が耐震改修等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度などにより住宅・建築物の耐震化を進めるものとします。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成17年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などで見られるように、地震の発生により建築物本体以外の窓ガラスや天井といった部材の落下等による人身事故や、ブロック塀の倒壊、エレベーター内の閉じ込め事故等が起きています。地震による被害を防止するためには、建築物本体の耐震化だけでなくこれらの部材等の耐震化を図る必要があります。

第2節 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の概要

平成27年度までに耐震化率を目標数値に引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された、耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要があります。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有するものもあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明です。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが促進されていないと推測されます。

平成18年に県が実施したアンケート調査結果では、建築物所有者自らの資金で行うことは限界があり、耐震診断・改修を行うための助成制度の創設・拡充が求められています。本町では平成20年度より国・県の補助事業等を活用した助成制度を創設していますが、今後の利用状況を勘案し、制度の拡充を図っていきます。

1. 町が実施する支援策

町では、国・県の補助事業^(注1)を活用し、平成20年度から木造戸建て住宅を中心にした耐震診断・改修に対する助成制度を実施します。

表—7 住宅・建築物耐震化促進事業（住宅）

区分	対象建築物	補助額等
耐震診断に要する費用	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅	所有者の費用負担無し
耐震改修に要する費用	昭和56年5月31日以前に着工され、現行の耐震基準を満たさない一戸建て木造住宅	30万円を上限に補助する。(改修工事費の80%を上限とする。)

(注1) 耐震診断に対する補助は、国の住宅・建築物耐震改修等事業による。耐震改修に対する補助は、国の地域住宅交付金による。合わせて、県の協調補助制度を活用しています。

2. その他の支援策

(1) 所得税の特別控除

平成18年4月1日から平成29年12月31日までに、昭和56年5月31日以前に建築された個人住宅を耐震改修した場合、所得税額から一定の額が控除されます。

(2) 固定資産税の減額

平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、昭和57年1月1日以前から所在する住宅を耐震改修した場合、120㎡相当部分につき、工事の時期により異なりま

すが、固定資産税が一定期間2分の1に減額されます。

第3節 安心して耐震改修を行うための環境整備

1. 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、また、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、本庁及び各支所の窓口で紹介していきます。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を掲載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を各窓口にて紹介するなど、優良な技術者の情報提供を行います。

(3) 優良事業者の紹介

建築関係団体と連携したやまぐち住宅リフォーム事業者登録制度による事業者情報の提供を各窓口にて行います。

2. 窓口の設置

窓口において耐震改修等の相談を受けられる体制を充実させます。また、相談を受ける職員的能力向上を図るため、研修会の開催、講習会への参加に努めます。

表—8 町の窓口

窓口担当課	担当係名	電話番号
上関町総務課	総務係	0820-62-0311

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^(注1)されました。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下し、多くの負傷者が出たことにより、この問題が再認識されています。

このため、現行の基準に合致しない窓ガラスを有する建築物については、改善等指導・助言を行います。

(注1) 建築基準法関連告示改正 昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないように基準が改正されました。

2. 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の振止めの設置やクリアランス（適切な隙間）を取るなどの技術基準（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」（平成15年10月国住指発第2402号）が作成されました。

その後、平成17年8月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度、技術基準への適合が求められました。

このため、耐震改修等の大規模な修繕時を捉え、技術基準に適合するように既存建築物の所有者・管理者に対して指導・助言を行います。

3. 地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要があります。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷もありましたが、平成10年以降の「昇降機耐震設計・施工方針」^(注1)（以下「新指針」）によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されています。

このため、新指針に適合しない既存エレベーターについて、新指針と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置^(注2)の設置も合わせて指導していきます。

(注1) 昇降機耐震設計・施工指針 建設省（現国土交通省）から委託を受けた（財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工について一般的な指針を定めたもの。

(注2) 地震時管制運転装置 地震感知器との連動で、地震発生時に自動的にエレベーターを最寄階に停止させ乗客の安全を図るもの

4. ブロック塀の倒壊対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正されました。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、死傷者が出る可能性があることから、その対策を行う必要があります。

このため、自治会等を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会による危険マップ作成に対し、町が協力を行うなどして危険防止対策を行います。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に危険の少ない工法への転換をPRします。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、県計画では、平成9年3月に策定された「山口県緊急輸送ネットワーク計画」における第一次緊急輸送道路を中心に耐震改修促進法第5条第3項第1号に定める道路として指定されることになっています。

町では、県が指定を予定する道路以外の、特に人口集中地域、密集市街地における道路について、地震時の避難路確保の観点から指定の必要性があるかどうか調査していくこととします。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

第1節 地震防災関連情報の公表

建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識向上を図るためには、発生のおそれのある地震の概要や地震による危険性の程度等の資料を公表し活用することが求められます。

本町では、既存のデータ・情報を活用し、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえた地震防災マップの作成も視野に入れながら、町民にわかりやすい地震防災に関する情報の提供に努めていきます。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物の耐震化について町民の相談に適切に対応できるように相談体制の整備を行い、耐震診断・改修をはじめ、助成制度、税制等について、相談や情報提供などを行うこととします。

第3節 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、また、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、耐震改修事例集を相談窓口を設置します。また、必要に応じ、出前講座などにおいても活用することとします。

第4節 多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、定期報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、改修等を実施するよう促します。

第5節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的です。

このため、リフォームとあわせて耐震改修が行われるよう、事例集等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行います。

第6節 自主防災組織、自治会との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」という自助が基本ですが、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助も大切であり、自治会等の単位で地震についての対策を行うことが重要と考えられます。

町では、自治会等における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのため、自治会等と連携した対策を検討することとします。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことや、各家庭での家具の転倒防止策の推進などが重要です。町としては、これらの活動について出前講座による講習会など必要な支援を行うこととします。

第5章 耐震改修促進法等による指導・助言等について

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

対 応	概 要
指導・助言	<p>耐震改修促進法第6条第1項各号に規定する建築物を対象に、既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性を説明して耐震診断等の実施を促し、その実施に関し相談に応じる方法で行います。</p>
指 示	<p>耐震改修促進法第7条第2項に規定する建築物(注1)を対象に、①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時に自力避難が困難な入居者等が多い建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に建築物の状況等により指示を行う。耐震改修の指示を行う場合は、原則として、「用途」と「耐震性能」を勘案して行います。</p> <p>指導及び助言を行っても耐震診断・耐震改修を実施されない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書を交付する等の方法で行います。</p>
公 表	<p>所管行政庁による指示に従わず、耐震診断・耐震改修が行われない場合には、その利用者や周辺の住民に対してその危険性を明らかにすることが指示の実効性を確保する上で有効であることから、社会的影響が大きいと予想されるものや所有者・管理者が正当な理由がなく指示に従わなかった場合には、社会的責任を果たさなかったものとして、耐震改修促進法第7条第3項の規定により、その旨を公表することを検討していきます。</p> <p>「公表の方法」については、法に基づく公表であることや、町民に広く周知できることなどから、今後の対策に結びつくこと等を考慮する必要があり、広報誌への掲載や掲示板等に掲示を行い、住民が閲覧できるようにすることを検討していきます。</p>

(注1) 耐震改修促進法第7条第2項に規定する建築物 耐震改修促進法第6条第1項各号に規定する建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要な建築物で、用途により面積規模は500㎡～2,000㎡以上とされています。

2. 建築基準法による勧告等の実施

対 応	概 要
勧告・命令	<p>耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行うこととします。</p> <p>①傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項の勧告、同条第2項の命令</p> <p>②構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危</p>

險であると認められる建築物については、速やかに同条第3項による命令

第6章 その他

1. 地震保険の加入促進

山口県では、地震保険の世帯加入率は、14.7%と全国平均よりも6.1ポイント下回り、全国順位28位（損害保険協会調査（2006年））となっています。地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、パンフレットの活用などにより地震保険への加入促進に努めることとします。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、町は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を行います。また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、町営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととします。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行います。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。